

香川県県民ホール条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第18号

香川県県民ホール条例等の一部を改正する条例
(香川県県民ホール条例の一部改正)

第1条 香川県県民ホール条例(昭和63年香川県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第4条 県民ホールを利用しようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより、<u>知事</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>知事</u>は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他県民ホールの設置の目的を効果的に達成するため<u>知事</u>が必要と認める基準</p> <p>3 <u>知事</u>は、県民ホールの特性に応じた管理の必要性その他の特別な事情があると認めるときは、前項の申請をすることができる団体を、公共団体若しくは公共的団体又は県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人に限ることができる。</p> <p>4 第2項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他<u>知事</u>が必要と認める書類を添付して、<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>5 <u>知事</u>は、第2項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様とする。</p> <p>6 指定管理者は、<u>規則</u>で定める管理の基準に従い、県民ホールの維持管理</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第4条 県民ホールを利用しようとする者は、<u>教育委員会規則</u>で定めるところにより、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他県民ホールの設置の目的を効果的に達成するため<u>教育委員会</u>が必要と認める基準</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、県民ホールの特性に応じた管理の必要性その他の特別な事情があると認めるときは、前項の申請をすることができる団体を、公共団体若しくは公共的団体又は県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人に限ることができる。</p> <p>4 第2項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他<u>教育委員会</u>が必要と認める書類を添付して、<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>5 <u>教育委員会</u>は、第2項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様とする。</p> <p>6 指定管理者は、<u>教育委員会規則</u>で定める管理の基準に従い、県民ホール</p>

その他の規則で定める業務を行うものとする。

7 略

8 県民ホールの管理を指定管理者に行わせることとした場合における前条の許可は、当該指定管理者がするものとする。この場合において、同条の規定の適用については、同条中「知事の」とあるのは、「指定管理者の」とする。

(利用料金の收受)

第6条 知事は、指定管理者に別表の上欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

(利用料金の承認)

第7条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、利用料金を減免することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、県民ホールの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第6条、第7条関係）

施設等	単位	金額
略		
附属設備及び器具	別に <u>規則</u> で定める額	
電気特別使用料の額は、別に <u>規則</u> で定める。		

(香川県漆芸研究所設置に関する条例の一部改正)

第2条 香川県漆芸研究所設置に関する条例（昭和32年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

の維持管理その他の教育委員会規則で定める業務を行うものとする。

7 略

8 県民ホールの管理を指定管理者に行わせることとした場合における前条の許可は、当該指定管理者がするものとする。この場合において、同条の規定の適用については、同条中「教育委員会の」とあるのは、「指定管理者の」とする。

(利用料金の收受)

第6条 教育委員会は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

(利用料金の承認)

第7条 利用料金は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、利用料金を減免することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、県民ホールの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表（第6条、第7条関係）

施設等	単位	金額
略		
附属設備及び器具	別に <u>教育委員会規則</u> で定める額	
電気特別使用料の額は、別に <u>教育委員会規則</u> で定める。		

改正後	改正前
<p>(職員) 第4条 <u>研究所に所長その他の職員を置く。</u></p> <p>2 略</p> <p>(研究員) 第6条 略 2 研究員は、研究生の課程を修了した者（規則に定めるところによりこれと同等以上の技能があると認められた者を含む。）で、研究を希望するものとする。</p> <p>(委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、研究所の組織運営に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>(職員) 第4条 研究所に次の職員を置く。 (1) <u>所長</u> (2) <u>所員 若干人</u></p> <p>2 略</p> <p>(研究員) 第6条 略 2 研究員は、研究生の課程を修了した者（<u>教育委員会規則</u>に定めるところによりこれと同等以上の技能があると認められた者を含む。）で、研究を希望するものとする。</p> <p>(規則委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、研究所の組織運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>

(香川県美術工芸研究所条例の一部改正)

第3条 香川県美術工芸研究所条例（昭和54年香川県条例第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任) 第3条 この条例に定めるもののほか、研究所の管理に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>(委任) 第3条 この条例に定めるもののほか、研究所の管理に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>

(香川県立東山魁夷せとうち美術館条例の一部改正)

第4条 香川県立東山魁夷せとうち美術館条例（平成16年香川県条例第47号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任) 第4条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、</p>	<p>(委任) 第4条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、</p>

規則で定める。

教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の香川県県民ホール条例の規定により教育委員会がした処分その他の行為で、施行日以後において第1条の規定による改正後の香川県県民ホール条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定により知事が行うこととなるものについては、改正後の条例の規定により知事がした処分その他の行為とみなす。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

3 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額)				(種別及び金額)			
第2条 略				第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。			
2 略				2 略			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
第1表 使用料の部				第1表 使用料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1 略				1 略			
2 公の施設の使用料				2 公の施設の使用料			
(1)～(36) 略				(1)～(36) 略			
(37) 香川県県民ホール	大ホール			(37) 香川県県民ホール	大ホール		
	入場料を徴収する場合 営利を目的とする場合	略	446,500円 を超えない 範囲で規則 で定める額		入場料を徴収 する場合 営利を目的 とする場合	午前9時から午後10時まで	446,500円 を超えない 範囲で教育 委員会規則 で定める額
	営利を目的	略	446,500円		営利を目的	午前9時から午	446,500円

としない場合		を超えない 範囲で規則 で定める額	としない場 合	後10時まで	を超えない 範囲で教育 委員会規則 で定める額
入場料を徴収 しない場合 営利を目的 とする場合	略	380,200円 を超えない 範囲で規則 で定める額	入場料を徴収 しない場合 営利を目的 とする場合	午前9時から午 後10時まで	380,200円 を超えない 範囲で教育 委員会規則 で定める額
営利を目的 としない場 合	略	223,200円 を超えない 範囲で規則 で定める額	営利を目的 としない場 合	午前9時から午 後10時まで	223,200円 を超えない 範囲で教育 委員会規則 で定める額
小ホール 入場料を徴収 する場合 営利を目的 とする場合	略	220,100円 を超えない 範囲で規則 で定める額	小ホール 入場料を徴収 する場合 営利を目的 とする場合	午前9時から午 後10時まで	220,100円 を超えない 範囲で教育 委員会規則 で定める額
営利を目的 としない場 合	略	220,100円 を超えない 範囲で規則 で定める額	営利を目的 としない場 合	午前9時から午 後10時まで	220,100円 を超えない 範囲で教育 委員会規則 で定める額
入場料を徴収 しない場合 営利を目的 とする場合	略	187,500円 を超えない 範囲で規則 で定める額	入場料を徴収 しない場合 営利を目的 とする場合	午前9時から午 後10時まで	187,500円 を超えない 範囲で教育 委員会規則

営利を目的 としない場 合	略	11万円を超 えない範囲 で <u>規則</u> で定 める額	営利を目的 としない場 合	午前9時から午 後10時まで	で定める額 11万円を超 えない範囲 で <u>教育委員 会規則</u> で定 める額
多目的大会議室 営利を目的 とする場合	略	137,600円 を超えない 範囲で <u>規則</u> で定める額	多目的大会議室 営利を目的 とする場合	午前9時から午 後10時まで	137,600円 を超えない 範囲で <u>教育 委員会規則</u> で定める額
営利を目的 としない場 合	略	91,700円を 超えない範 囲で <u>規則</u> で 定める額	営利を目的 としない場 合	午前9時から午 後10時まで	91,700円を 超えない範 囲で <u>教育委 員会規則</u> で 定める額
楽屋	略	6,390円を 超えない範 囲で <u>規則</u> で 定める額	楽屋	午前9時から午 後10時まで	6,390円を 超えない範 囲で <u>教育委 員会規則</u> で 定める額
リハーサル室	略	16,140円を 超えない範 囲で <u>規則</u> で 定める額	リハーサル室	午前9時から午 後10時まで	16,140円を 超えない範 囲で <u>教育委 員会規則</u> で 定める額
練習室	略	5,630円を 超えない範 囲で <u>規則</u> で 定める額	練習室	午前9時から午 後10時まで	5,630円を 超えない範 囲で <u>教育委 員会規則</u> で 定める額
会議室	略	50,900円を 超えない範 囲で <u>規則</u> で	会議室	午前9時から午 後10時まで	50,900円を 超えない範 囲で <u>教育委</u>

			定める額
	附属設備及び器具	別に規則で定める額	
	大ホール又は小ホールを準備又は練習のために使用する場合の使用料、多目的大会議室を分割して使用する場合の使用料、午前、午後その他使用時間を分割して使用する場合の使用料、午前9時前又は午後10時後の時間において使用する場合の使用料及び電気特別使用料は、別に規則で定める。		
(38) 略			
(39) 香川県立東山魁夷せとうち美術館	略	特別の展示の場合	知事が別に定める額

第2表 略

			員会規則で定める額
	附属設備及び器具	別に教育委員会規則で定める額	
	大ホール又は小ホールを準備又は練習のために使用する場合の使用料、多目的大会議室を分割して使用する場合の使用料、午前、午後その他使用時間を分割して使用する場合の使用料、午前9時前又は午後10時後の時間において使用する場合の使用料及び電気特別使用料は、別に教育委員会規則で定める。		
(38) 略			
(39) 香川県立東山魁夷せとうち美術館	略	特別の展示の場合	香川県教育委員会が別に定める額

第2表 略

(議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例の一部改正)

- 4 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例（昭和39年香川県条例第28号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第11号の規定により、次に掲げる公の施設について10年を超える期間にわたる独占的な利用をさせようとするときは、議会の議決に付さなければならない。</p> <p>(1) <u>香川県県民ホール</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）に定める都市公園</u></p> <p>(5)～(14) 略</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第11号の規定により、次に掲げる公の施設について10年を超える期間にわたる独占的な利用をさせようとするときは、議会の議決に付さなければならない。</p> <p>(1) <u>香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）に定める都市公園</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4)～(13) 略</p> <p>(14) <u>香川県県民ホール</u></p>